

**改正**

令和 七年 三月二七日条例第九号

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例をここに公布する。

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 自然災害による死者ゼロ

第一節 気候変動への適応（第七条—第十一条）

第二節 災害レジリエンスの強化（第十二条—第十四条）

第三章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ

第一節 温室効果ガスの排出の量の削減

第一款 県による地球温暖化対策（第十五条—第十八条）

第二款 事業活動における地球温暖化対策（第十九条—第二十六条）

第三款 建築物における地球温暖化対策（第二十七条—第三十一条）

第四款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策（第三十二条—第四十六条）

第五款 電気機器等に関する地球温暖化対策（第四十七条・第四十八条）

第六款 森林整備等による地球温暖化対策（第四十九条・第五十条）

第七款 農業に関する地球温暖化対策（第五十一条・第五十二条）

第八款 特定冷媒用フロン of の適切な管理、処理等（第五十三条・第五十四条）

第二節 再生可能エネルギーの導入促進

第一款 再生可能エネルギー導入促進対策（第五十五条—第五十八条）

第二款 建築物における導入促進対策（第五十九条—第六十五条）

第三款 特定排出事業者に関する導入促進対策（第六十六条—第七十条）

第四章 プラスチックごみゼロ

第一節 プラスチックごみの排出抑制（第七十一条）

第二節 プラスチック資源循環の推進（第七十二条・第七十三条）

第五章 食品ロスゼロ

## 第一節 食品ロスの削減（第七十四条—第七十七条）

## 第二節 未利用食品等を提供するための活動の支援（第七十八条）

## 第六章 雑則（第七十九条—第八十七条）

### 附則

気候変動の影響によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、本県も例外ではなくなっている。地球温暖化の脅威は、私たちにとって遠い世界のことでなく、現実の問題である。

国際社会では、地球温暖化対策に関する枠組みとしてパリ協定が締結され、日本も目標を定めて温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

エネルギーを巡っては、温室効果ガス削減のほか、災害による停電リスクへの対応、地域からの富の流出が課題になっている。

また、生態系に深刻な被害をもたらす海洋プラスチックごみをなくすため、「水源地ぐんま」としての役割を果たすことが求められている。

さらに、日本では毎日一人一杯のご飯に相当する食料が廃棄されている一方で、毎日の食事にも事欠く多くの人々がいる。

本県は、これらの課題を二十五年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、令和元年十二月、次の「ぐんま5つのゼロ宣言」をした。

- 一 自然災害による死者「ゼロ」 県土の強靱(じん)化とともに、県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにする。
- 二 温室効果ガス排出量「ゼロ」 日照時間の長さや豊富な水資源、森林資源など本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、温室効果ガスの排出実質ゼロにする。
- 三 災害時の停電「ゼロ」 エネルギーの自立分散化や地産地消により、災害時にも電力供給を継続する。さらに、地域外への富の流出をなくし、地域内で資金循環させる。
- 四 プラスチックごみ「ゼロ」 環境中に排出されるプラスチックごみをなくす。
- 五 食品ロス「ゼロ」 「MOTTAINAI」（もったいない）の心で食品ロスをなくす。

この宣言を実現するためには、脱炭素社会の実現に向けた取組を成長戦略と位置付け、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築する必要がある。

本県は、長い日照時間や豊富な水資源、森林資源など再生可能エネルギー資源に恵まれ、自動車産業をはじめとする高い技術力を持つ産業が集積するなど、気候変動対策と経済成長とを両立させる上で大きな可能性を有している。

本県が持つこの強みを生かし、県民の総力を結集して二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策及び循環型社会の形成に係る施策（以下「気候変動対策等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、持続可能な社会を構築し、もって県民の幸福度を向上させることを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 五 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。
- 六 気候変動 地球温暖化その他の気候の変動をいう。
- 七 気候変動影響 気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- 八 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。
- 九 気候変動対策 地球温暖化対策及び気候変動適応に関する施策をいう。
- 十 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第一項に規定す

る循環型社会をいう。

十一 災害レジリエンス 想定外の大規模な災害時においても、被害を最小化する防災力並びに県民の暮らし及び経済活動を速やかに復旧復興する回復力をいう。

十二 再生可能エネルギー エネルギー源として、永続的に利用することができる太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得られるエネルギーをいう。

十三 再生可能エネルギーの導入等 次に掲げる行為をいう。

イ 太陽光を電気又は熱に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備（以下「再生可能エネルギー設備」という。）を導入すること。

ロ 再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備又は発生させた再生可能エネルギーを自ら若しくは地域において自立的に利用するための設備（以下「効率的利用設備」という。）を導入すること。

ハ 再生可能エネルギー設備により自ら発生させた再生可能エネルギーを自ら利用すること。

ニ エネルギーの供給を他者から受けて利用する場合において、再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーの占める割合が高いエネルギーの供給を受けて利用すること。

十四 プラスチックごみ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物及び同条第四項に規定するプラスチック副産物（以下「プラスチック副産物」という。）をいう。

十五 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号。以下「食品ロス削減推進法」という。）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

（基本理念）

**第三条** 気候変動対策等は、本県における二千五十年までの災害に強く、持続可能な社会の実現のため、県、市町村、事業者、県民及び民間団体の密接な連携の下に行われなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、総合的かつ計画的な気候変動対策等を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村の気候変動対策等の促進並びに事業者、県民及び民間団体が行う気候変動対策等

に関する取組の促進を図るため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 3 県は、第一項に規定する気候変動対策等の実施に当たっては、市町村、事業者、県民及び民間団体と連携し、及び協働してこれを行うものとする。

(事業者の責務)

**第五条** 事業者は、その事業活動において、気候変動対策等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県及び市町村が行う気候変動対策等並びに県民及び民間団体が行う気候変動対策等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

**第六条** 県民は、その日常生活において、気候変動対策等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 県民は、県及び市町村が行う気候変動対策等並びに県民及び民間団体が行う気候変動対策等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 自然災害による死者ゼロ

### 第一節 気候変動への適応

(気候変動適応の推進)

**第七条** 県は、災害に強く、持続可能な社会を構築するため、本県における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

(気候変動適応計画)

**第八条** 知事は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な実施のため、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第十二条の規定に基づき、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、気候変動適応計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。
- 3 知事は、毎年度、気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況を、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(群馬県気候変動適応センター)

**第九条** 県は、気候変動適応に関する施策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、群馬県気候変動適応センターを設置し、及び運営する。

(事業者の役割)

**第十条** 事業者は、自らの事業を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、県及び市町村が行う気候変動適応に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の役割)

**第十一条** 県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町村の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二節 災害レジリエンスの強化

(基本方針)

**第十二条** 災害レジリエンスの強化は、安全で安心して暮らすことができ、かつ、安定した経済活動ができる群馬県の実現を旨とし、県土の強靱化（防災及び減災その他災害からの迅速な復旧復興に資する県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりをいう。以下同じ。）に向けた防災及び減災に資する取組を推進するとともに、自助（県民が自らの身は自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県、市町村等が、県民の生命、身体及び財産を守るために行う支援及び救助をいう。）を基本として実施されなければならない。

(防災及び減災対策の推進)

**第十三条** 県は、前条の基本方針にのっとり、県土の強靱化に向け、市町村及び防災関係機関と連携し、防災及び減災対策を総合的に推進するものとする。

(地域防災力の向上)

**第十四条** 県は、県民の防災意識の高揚及び地域防災力（住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織等（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに国、県、市町村その他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。）の向上に努めるものとする。

- 2 事業者は、災害時でも事業を継続する体制の整備に努めるとともに、従業員等の安全を確保するため、自ら防災及び減災対策を実施する。
- 3 事業者は、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」という。）並びに自主防災組織等が実施する防災及び減災対策に協力するよう努めなければならない。

- 4 県民は、災害に備える意識を高め、自ら防災及び減災対策を実施し、地域における防災活動に積極的に参加するとともに、県等及び自主防災組織等が実施する防災及び減災対策に協力するよう努めなければならない。
- 5 自主防災組織等は、地域の住民と連携し、地域における防災及び減災対策を実施するとともに、県等が実施する防災及び減災対策に協力するよう努めなければならない。

### 第三章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ

#### 第一節 温室効果ガスの排出の量の削減

##### 第一款 県による地球温暖化対策

(地球温暖化対策実行計画)

**第十五条** 知事は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施のため、地球温暖化対策推進法第二十一条第一項の規定に基づき、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 県内の温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収の量に関する目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- 四 地球温暖化対策推進法第二十一条第三項各号に掲げる事項
- 五 県の事務及び事業における温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策実行計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

4 知事は、毎年度、地球温暖化対策実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(地球温暖化対策指針)

**第十六条** 知事は、事業者、県民等が行う地球温暖化対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 前条第三項の規定は、地球温暖化対策指針について準用する。

(県の率先実行)

**第十七条** 県は、県の事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する取組を率先して実施するもの

とする。

(群馬県地球温暖化防止活動推進センター等に対する支援)

**第十八条** 県は、群馬県地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策推進法第三十八条第一項の規定により知事が指定するものをいう。）が行う地球温暖化対策に関する取組について、必要な支援を行うものとする。

2 県は、群馬県地球温暖化防止活動推進員（地球温暖化対策推進法第三十七条第一項の規定により知事が委嘱する者をいう。）が行う地球温暖化対策に関する取組について、必要な支援を行うものとする。

### **第二款 事業活動における地球温暖化対策**

(事業活動におけるエネルギーの使用量等の把握)

**第十九条** 事業者は、その事業活動におけるエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出の量を把握するよう努めなければならない。

(排出量削減計画の作成等)

**第二十条** 事業活動（国及び地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この項、第三十八条第一項、第四十三条第一項及び第六十六条第一項において同じ。）に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者として規則で定める者（以下「特定排出事業者」という。）は、毎年度、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定めた計画（以下「排出量削減計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 特定排出事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 二 主たる事業の業種
- 三 事業の概要
- 四 計画の基本方針
- 五 計画の推進に係る体制
- 六 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- 七 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標
- 八 前号の目標を達成するために実施する措置
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により排出量削減計画を提出した特定排出事業者は、当該排出量削減計画に定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速

やかに、当該変更後の排出量削減計画を知事に提出しなければならない。

(中小排出事業者による計画作成)

**第二十一条** 特定排出事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、排出量削減計画を作成し、知事に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により排出量削減計画を提出した中小排出事業者について準用する。

(中小排出事業者に対する支援)

**第二十二条** 県は、中小排出事業者による地球温暖化対策に関する取組を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援について特に配慮するものとする。

(排出量削減計画の実施報告)

**第二十三条** 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により排出量削減計画を提出した者は、規則で定めるところにより、計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び当該排出量削減計画（第二十条第二項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の排出量削減計画を提出した者にあつては、当該変更後の排出量削減計画）に基づく措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(排出量削減計画等の公表)

**第二十四条** 知事は、第二十条第一項若しくは第二項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項の規定による提出又は前条の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

(環境マネジメントシステムの導入)

**第二十五条** 事業者は、地球温暖化対策を自主的かつ継続的に推進するため、環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を定め、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。）の導入に努めなければならない。

(施設及び設備のエネルギー消費効率の改善)

**第二十六条** 事業者は、事業の用に供する施設又は設備を導入する場合は、温室効果ガスの排出の量がより少ないものを優先的に選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業の用に供する施設又は設備を使用する場合においては、温室効果ガスの排出の量をより少なくするための運用に努めなければならない。

**第三款** 建築物における地球温暖化対策

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)

**第二十七条** 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（規則で定めるものに限る。以下同じ。）をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、建築物に係る省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定建築物排出量削減計画の作成等）

**第二十八条** 規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築、増築又は改築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定めた計画（以下「特定建築物排出量削減計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 二 特定建築物の名称及び所在地
- 三 特定建築物の概要
- 四 温室効果ガスの排出の量の削減等を図るために実施しようとする措置の内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により特定建築物排出量削減計画を提出した特定建築主は、当該特定建築物排出量削減計画に定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該変更後の特定建築物排出量削減計画を知事に提出しなければならない。

（特定建築物排出量削減計画の実施報告）

**第二十九条** 前条第一項の規定により特定建築物排出量削減計画を提出した特定建築主は、当該特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物（同条第二項の規定により変更後の特定建築物排出量削減計画を提出した特定建築主にあつては、当該変更後の特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物）に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に報告しなければならない。

（特定建築物排出量削減計画等の公表）

**第三十条** 知事は、第二十八条第一項若しくは第二項の規定による提出又は前条の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

（適用除外）

**第三十一条** この款（第二十七条を除く。）の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二十条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

#### 第四款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策

(公共交通機関及び自転車の利用等)

**第三十二条** 事業者又は県民は、その事業活動又は日常生活における移動手段として、公共交通機関又は自転車を積極的に利用する等により、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(同法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に努めなければならない。

(公共交通機関及び自転車の利用環境の向上)

**第三十三条** 県及び公共交通機関を運営する事業者は、市町村等と協力して、公共交通機関の利用環境の向上に配慮するものとする。

2 県は、市町村等と協力して、自転車の利用環境の向上に配慮するものとする。

3 多数の者が使用し、又は利用する施設又は事業所を設置する者は、駐輪場の整備に努め、自転車の利用環境の向上に配慮するものとする。

(温室効果ガスの排出の量の少ない自動車の購入、使用等)

**第三十四条** 自動車を購入し、又は使用する者は、電動車(電気を動力の全部又は一部として使用して走行する自動車をいう。以下同じ。)その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車(以下「電動車等」という。)を優先的に選択するよう努めなければならない。

2 相当程度の集客が見込まれる駐車場を設置する者は、当該駐車場に電動車のための充電設備を整備し、及び電動車を優先的に駐車するための区画を設置するよう努めなければならない。

3 県は、国と連携協力して電動車等の普及に関する施策の推進を図るとともに、電動車のための充電設備の整備その他の電動車等の普及のための環境の整備に努めるものとする。

4 自動車を使用する者は、温室効果ガスの排出の量をより少なくするための適切な運転(以下「エコドライブ」という。)及び車両整備に努めなければならない。

5 県は、市町村、事業者及び県民に対し、エコドライブに関する必要な情報を提供し、エコドライブの普及を図るものとする。

(新車販売事業者の購入者に対する説明等)

**第三十五条** 過去に道路運送車両法第五十八条第一項の規定による有効な自動車検査証の交付を受

けていない自動車（以下「新車」という。）を販売する事業者（以下「新車販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、陳列して販売する新車の本体又はその近傍の見やすい箇所に、当該新車に関する温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項（以下「自動車環境性能」という。）を書面の掲示その他の適切な方法により表示しなければならない。

2 新車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に関する自動車環境性能について説明しなければならない。

（自動車のアイドリングストップ）

**第三十六条** 自動車を使用する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、その自動車の原動機の停止（以下「アイドリングストップ」という。）を行うよう努めなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（駐車場におけるアイドリングストップの周知）

**第三十七条** 規則で定める規模以上の駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場の利用者に対し、看板の掲示その他の適切な方法により、アイドリングストップを行うよう周知しなければならない。

（自動車環境計画）

**第三十八条** 事業活動を行うに当たり規則で定める台数以上の自動車を保有する者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を業とする者であつて、第二十条第一項の規定により排出量削減計画を提出しなければならないものを除く。）は、毎年度、規則で定めるところにより、自動車の使用に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための計画（以下「自動車環境計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により自動車環境計画を提出した者は、当該自動車環境計画に定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該変更後の自動車環境計画を知事に提出しなければならない。

**第三十九条** 前条第一項に規定する者以外の事業者は、規則で定めるところにより、自動車環境計画を作成し、知事に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により自動車環境計画を提出した事業者について準用する。

（自動車環境計画の実施報告）

**第四十条** 第三十八条第一項又は前条第一項の規定により自動車環境計画を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、当該自動車環境計画（第三十八条第二項（前条第二項において準用

する場合を含む。)の規定により変更後の自動車環境計画を提出した者にあつては、当該変更後の自動車環境計画)に基づく措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(自動車環境計画等の公表)

**第四十一条** 知事は、第三十八条第一項若しくは第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十九条第一項の規定による提出又は前条の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

(自動車通勤に対する措置)

**第四十二条** 事業者は、従業員の通勤に自動車を使用されること(以下「自動車通勤」という。)に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、公共交通機関又は自転車の利用等の推進、時差通勤の導入、エコドライブの推進、アイドリングストップの周知その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画)

**第四十三条** 事業活動を行うに当たり常時雇用する従業員の数が相当程度多い者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、毎年度、自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置等を定めた計画(以下「自動車通勤環境配慮計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により自動車通勤環境配慮計画を提出した者は、当該自動車通勤環境配慮計画に定めた事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画を知事に提出しなければならない。

**第四十四条** 前条第一項に規定する者以外の者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画を作成し、知事に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により自動車通勤環境配慮計画を提出した者について準用する。

(自動車通勤環境配慮計画の実施報告)

**第四十五条** 第四十三条第一項又は前条第一項の規定により自動車通勤環境配慮計画を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、当該自動車通勤環境配慮計画(第四十三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画を提出した者にあつては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画)に基づく措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画等の公表)

**第四十六条** 知事は、第四十三条第一項若しくは第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第一項の規定による提出又は前条の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

**第五款 電気機器等に関する地球温暖化対策**

（温室効果ガスの排出の量の少ない電気機器等の購入及び使用）

**第四十七条** 電気機器、燃焼機器その他のエネルギーを消費する機器（以下「電気機器等」という。）を購入し、又は使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ないものの優先的な選択又は温室効果ガスの排出の量をより少なくするための適切な使用に努めなければならない。

（特定電気機器等販売事業者の購入者に対する説明等）

**第四十八条** 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）を販売する事業者のうち、規則で定める規模以上の店舗を有するもの（以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、陳列して販売する特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい箇所に、当該特定電気機器等に関する省エネルギー性能（エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）を表示しなければならない。

2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定電気機器等に関する省エネルギー性能について説明しなければならない。

**第六款 森林整備等による地球温暖化対策**

（森林の整備、保全等）

**第四十九条** 県は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、市町村と協力して、森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林による温室効果ガスの吸収機能及び木材の利用の重要性について、事業者及び県民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）及び事業者、県民等は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、協力して森林の整備及び保全の推進に努めなければならない。

（県産木材の利用）

**第五十条** 事業者及び県民は、県産木材（県内で生産され、又は加工された木材をいう。以下同じ。）の利用が県内における森林の整備の推進及び木材の輸送による温室効果ガスの排出の量の削減に資することに鑑み、林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成三十年群馬県条例第八十一号）第

五条から第九条までの規定により、県産木材を積極的に利用するよう努めなければならない。

#### 第七款 農業に関する地球温暖化対策

(農産物の地産地消)

**第五十一条** 事業者及び県民は、農産物の輸送による温室効果ガスの排出の量を削減するため、県内産の農産物を優先的に消費するよう努めなければならない。

(農業従事者に対する措置)

**第五十二条** 県は、温室効果ガスの排出の量をより少なくする方法による農業を推進するため、農業従事者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第八款 特定冷媒用フロンの適切な管理、処理等

(特定冷媒用フロンに係る技術的な助言等)

**第五十三条** 県は、温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、冷媒として用いられるフロン(地球温暖化対策推進法第二条第三項第四号に掲げるものに限る。以下「特定冷媒用フロン」という。)を管理し、及び処理するための技術的な助言その他の施策を推進するものとする。

(特定冷媒用フロンの適切な管理及び処理)

**第五十四条** 特定冷媒用フロンが充填されている機器(以下「特定冷媒用フロン使用機器」という。)を所有する者は、可能な限り、その使用による特定冷媒用フロンの放出及び漏出の防止に努めなければならない。

2 特定冷媒用フロン使用機器を廃棄しようとする者は、特定冷媒用フロンを適切に処理し、又はその廃棄を適切に処理することができる事業者に依頼しなければならない。

### 第二節 再生可能エネルギーの導入促進

#### 第一款 再生可能エネルギー導入促進対策

(地域と調和した再生可能エネルギー設備の導入促進)

**第五十五条** 建築物の新築、増築又は改築をしようとする者は、再生可能エネルギー設備を導入するよう努めなければならない。

2 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、再生可能エネルギー設備の設置及び運営に当たり、関係法令を遵守するとともに、周辺環境その他の状況に配慮し、地域との調和に努めなければならない。

(県の率先実行)

**第五十六条** 県は、県の事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等に関する取組を率先して実施するものとする。

(再生可能エネルギーの利用等)

**第五十七条** 県は、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用について検討するとともに、再生可能エネルギーの利用について、事業者及び県民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、国と連携協力して再生可能エネルギーの導入等に関する施策の推進を図るとともに、国に対して事業者及び県民が再生可能エネルギーを安全かつ安定的に利用できる環境の整備に関し、必要な措置を講ずるよう積極的に求めるものとする。

3 事業者は、その事業活動において再生可能エネルギーの利用に配慮するよう努めなければならない。

4 県民は、日常生活において再生可能エネルギーの利用に配慮するよう努めなければならない。

(関連産業の育成及び振興)

**第五十八条** 県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギーに関連する産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする。

#### 第二款 建築物における導入促進対策

(特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等)

**第五十九条** 特定建築主は、規則で定める場合を除き、規則で定める基準に従い、特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入（その敷地（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第一号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に再生可能エネルギー設備を設置して導入する場合を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 特定建築主は、特定建築物への効率的利用設備の導入（その敷地に効率的利用設備を設置して導入する場合を含む。以下同じ。）をするよう努めなければならない。

(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の作成等)

**第六十条** 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定めた特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画（再生可能エネルギー設備の導入（効率的利用設備の導入をする場合にあつては、再生可能エネルギー設備の導入及び効率的利用設備の導入（以下「再生可能エネルギー設備等の導入」という。））の内容を定めた計画をいう。以下同じ。）を作成し、知事に提出しなければならない。

一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定建築物の名称及び所在地

三 特定建築物の概要

四 再生可能エネルギー設備等の導入の内容

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主は、当該特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を知事に提出しなければならない。

（特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の実施報告）

**第六十一条** 前条第一項の規定により特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主は、当該特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物（同条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物）に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に報告しなければならない。

（特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表）

**第六十二条** 知事は、第六十条第一項若しくは第二項の規定による提出又は前条の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

（特定建築物の設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明）

**第六十三条** 特定建築物の設計者（設計（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。以下同じ。）を行う建築士（同条第一項に規定する建築士をいう。）をいう。以下同じ。）は、特定建築物の設計を行うときは、当該設計の委託をした特定建築主に対し、当該特定建築物への再生可能エネルギー設備等の導入について、規則で定める事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を交付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、同項の設計の委託をした特定建築主から、規則で定めるところにより、同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。

3 特定建築物の設計者は、第一項の規定による説明をしたときは、当該説明において交付した書面の写し又は電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

（多数の者が使用し、又は利用する施設への再生可能エネルギー設備等の導入）

**第六十四条** 多数の者が使用し、又は利用する施設を設置する者は、災害に備えるため、当該施設への再生可能エネルギー設備等の導入に努めなければならない。

(適用除外)

**第六十五条** この款（前条を除く。）の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

**第三款 特定排出事業者に関する導入促進対策**

(再生可能エネルギー導入計画の作成等)

**第六十六条** 特定排出事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定めた計画（以下「再生可能エネルギー導入計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 特定排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 二 主たる事業の業種
- 三 事業の概要
- 四 計画の基本方針
- 五 計画の推進に係る体制
- 六 事業活動における再生可能エネルギーの導入等の状況
- 七 事業活動における再生可能エネルギーの導入等に関する目標
- 八 前号の目標を達成するために実施する措置
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により再生可能エネルギー導入計画を提出した特定排出事業者は、当該再生可能エネルギー導入計画に定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該変更後の再生可能エネルギー導入計画を知事に提出しなければならない。

(中小排出事業者による計画作成)

**第六十七条** 中小排出事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画を作成し、知事に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により再生可能エネルギー導入計画を提出した中小排出事業者について準用する。

(中小排出事業者に対する支援)

**第六十八条** 県は、中小排出事業者による再生可能エネルギーの導入等を促進するため、技術的な

助言その他の必要な支援について特に配慮するものとする。

(再生可能エネルギー導入計画の実施報告)

**第六十九条** 第六十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により、再生可能エネルギー導入計画を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、計画期間中の再生可能エネルギーの導入等の状況及び当該再生可能エネルギー導入計画（第六十六条第二項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の再生可能エネルギー導入計画を提出した者にあつては、当該変更後の再生可能エネルギー導入計画）に基づく措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー導入計画等の公表)

**第七十条** 知事は、第六十六条第一項若しくは第二項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第一項の規定による提出又は前条の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

#### 第四章 プラスチックごみゼロ

##### 第一節 プラスチックごみの排出抑制

**第七十一条** 事業者は、プラスチックごみを分別して排出するとともに、その再資源化等（プラスチック資源循環促進法第二条第六項に規定する再資源化等をいう。以下同じ。）を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、市町村が定める分別の基準に従い、プラスチックごみ（プラスチック副産物を除く。）を分別して排出するよう努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品（プラスチックが使用されている製品をいう。以下同じ。）をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチックごみ（プラスチック副産物を除く。）の排出を抑制するとともに、プラスチック資源循環促進法第二条第五項に規定する使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

##### 第二節 プラスチック資源循環の推進

(プラスチック資源循環の推進)

**第七十二条** 県は、プラスチックの生産から流通、消費、廃棄、再資源化（プラスチック資源循環促進法第二条第五項に規定する再資源化をいう。）に至るまでの資源循環（以下「プラスチック資源循環」という。）の構築を図り、環境中にプラスチックごみが排出されないように努めるも

のとする。

- 2 県は、事業者及び消費者がプラスチックごみの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、啓発、知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、市町村が、プラスチックごみ（プラスチック副産物を除く。）の分別収集及び分別収集により得られる物の再商品化（プラスチック資源循環促進法第二条第八項に規定する再商品化をいう。）に必要な措置を講ずることができるよう、必要な情報の提供、技術的助言等を行うものとする。
- 4 事業者及び消費者は、県及び市町村が実施するプラスチック資源循環の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関連産業の育成及び振興）

**第七十三条** 県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、使い捨てのプラスチック製品（プラスチック使用製品であって、一度使用された後に廃棄されることが想定されているものをいう。）の使用の抑制、プラスチック代替素材（プラスチックに代えて製品の原材料として使用することができるものをいう。）への転換の促進その他の循環型社会の形成に関連する産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする。

## 第五章 食品ロスゼロ

### 第一節 食品ロスの削減

（食品ロスの削減の推進）

**第七十四条** 県は、食品ロスの削減を総合的かつ効果的に推進するため、広くもったいないの心（食べ物を無駄にしない意識をいう。）の醸成を図りつつ、国、市町村、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者と連携し、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

- 2 県は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、啓発、知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進のため、食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。以下同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体と連携を図りながら、協力して取り組むものとする。

(食品ロス削減推進計画)

**第七十五条** 知事は、食品ロスの削減に関する施策の総合的かつ計画的な実施のため、食品ロス削減推進法第十二条第一項の規定に基づき、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「食品ロス削減推進計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、食品ロス削減推進計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

3 知事は、毎年度、食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況を、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(事業者の役割)

**第七十六条** 事業者は、その事業活動に関し、県又は市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減の必要性についての理解を深め、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めなければならない。

(消費者の役割)

**第七十七条** 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めなければならない。

## 第二節 未利用食品等を提供するための活動の支援

**第七十八条** 県は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

## 第六章 雑則

(環境教育及び環境学習の推進)

**第七十九条** 県は、市町村、教育機関、民間団体等と連携し、及び協働して、あらゆる機会を通じて、気候変動対策等を推進するため、環境教育及び環境学習の推進を図るものとする。

2 県は、気候変動の現状及び気候変動対策等の重要性について、事業者、県民等の理解を深めるため、市町村及び民間団体と連携し、及び協働して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(事業者から従業員への理解促進)

**第八十条** 事業者は、その従業員に対し、気候変動対策等の理解及び気候変動対策等に関する取組を促すため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(エシカル消費の推進)

**第八十一条** 県は、事業者又は県民に対し、エシカル消費（持続可能な社会の構築のための、人、社会、環境、地域等に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の主体的な実践につながる情報提供及び普及啓発を行うとともに、エシカル消費の取組を率先して実行するものとする。

2 事業者は、事業活動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めなければならない。

3 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努めなければならない。

(顕彰)

**第八十二条** 知事は、気候変動対策等に関する取組を積極的に行う事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

(指導及び助言)

**第八十三条** 知事は、事業者、県民等がこの条例に基づく気候変動対策等に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び調査)

**第八十四条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定排出事業者、特定建築主、新車販売事業者、第三十七条、第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項に規定する者、特定電気機器等販売事業者、特定建築物の設計者その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

**第八十五条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第二十条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、排出量削減計画、特定建築物排出量削減計画、自

- 自動車環境計画、自動車通勤環境配慮計画、特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画若しくは再生可能エネルギー導入計画の提出をせず、又はこれらに虚偽の記載をして提出をした者
- 二 第二十一条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第六十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して、排出量削減計画、自動車環境計画、自動車通勤環境配慮計画又は再生可能エネルギー導入計画に虚偽の記載をして提出をした者
- 三 第二十三条、第二十九条、第四十条、第四十五条、第六十一条又は第六十九条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条、第四十八条第一項若しくは第二項又は第六十三条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認められる者
- 五 前条第一項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 六 前条第一項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者
- (公表)

**第八十六条** 知事は、前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明のための意見の聴取を行わなければならない。

(委任)

**第八十七条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第七十一条及び第七十二条の規定 令和四年四月一日
- 二 第三章第一節第三款(第二十七条を除く。)、第六十条から第六十三条まで、第六十五条(第六十条から第六十三条までの規定に係る部分に限る。)、第八十四条(特定建築主に係る部分(特定建築物排出量削減計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び特定建築物の設計者に係る部分に限る。)、第八十五

条（特定建築主に係る部分及び特定建築物の設計者に係る部分に限る。）及び第八十六条（特定建築主に係る部分及び特定建築物の設計者に係る部分に限る。）の規定 令和四年十月一日  
三 条例第五十九条、第六十五条（第五十九条に係る部分に限る。）、第八十四条（特定建築主に係る部分（特定建築物排出量削減計画及び特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に係る部分を除く。以下この号及び附則第三項において同じ。）に限る。）、第八十五条（特定建築主に係る部分に限る。）及び第八十六条（特定建築主に係る部分に限る。）の規定並びに附則第三項の規定 令和五年四月一日

（再生可能エネルギー導入計画に係る経過措置）

- 2 第三章第二節第三款の規定は、令和四年度以後の年度分の再生可能エネルギー導入計画について適用する。

（特定建築物に係る経過措置）

- 3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書が提出されている建築物については、第五十九条、第八十四条（特定建築主に係る部分に限る。）、第八十五条（特定建築主に係る部分に限る。）及び第八十六条（特定建築主に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（群馬県地球温暖化防止条例の廃止）

- 4 群馬県地球温暖化防止条例（平成二十一年群馬県条例第七十六号）は、廃止する。

（群馬県地球温暖化防止条例の廃止に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の群馬県地球温暖化防止条例（以下「旧条例」という。）第七条第一項の規定により知事が定めた地球温暖化対策実行計画は、第十五条第一項の地球温暖化対策実行計画とみなす。

- 6 旧条例第九条、第十条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第二十九条の規定により提出された計画に係る実施の状況の報告については、この条例の規定により提出されたものとみなす。

- 7 この条例の施行前に旧条例第四十八条第一項に規定する者がした行為に係る報告及び調査、勧告並びに公表については、なお従前の例による。

（検討）

- 8 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**（令和七年三月二十七日条例第九号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。